

関係団体に対する規制緩和等アンケート結果（平成29年度）

この度、団体・企業等から、規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化等について、県民の利便性の向上や事業活動の活性化の観点から、貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和、行政手続の簡素化等」に関する内容を対象としているため、法令等による国の規制や県以外の機関等に対する要望などについて一部回答できない部分がありますので、ご了解願います。

1 （一社）茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>① 茨城県制度融資の拡充による中小企業向け金融支援の強化</p> <p>円滑な資金調達は、いかなる経済情勢下でも県内中小企業においては重要な課題の一つです。本県では、これまでも既存の経営安定化資金における融資限度額の拡充や利子補給および、事業活性化資金の支援枠拡充等に取り組んでいただいております。今後においても、景気の動向を注視し、既存制度におけるさらなる融資限度額の引上げ、利用要件の緩和、利子補給の見直しを行っていただくとともに、他県の制度も参考に、本県産業の特性や強みが反映され、県内中小企業の利用促進に資する制度融資を設けていただきたいと思います。</p> <p>また、大規模な自然災害時には、被害からの社屋・設備等の早期復旧、円滑な営業再開に資するべく、タイムリーな災害対策融資を設け、相談窓口の機能強化を図るとともに、被災事業者の負担軽減のため、弾力的な利率や期間の運用、積極的な借換融資への支援を要望します。</p>	<p>【担当課：産業政策課】</p> <p>制度融資については、平成29年度に融資利率を0.2%引下げたほか、中小企業の皆様がわかりやすいよう融資メニューを整理したり、限度額の引上げ、保証料補助の対象となる融資の増等の改正を行い、中小企業への金融支援を強化してきたところです。</p> <p>今後も景気の動向を注視するとともに、県内中小企業のニーズの把握に努め、他県の制度も参考にしながら取扱金融機関や信用保証協会と連携して、より利用しやすい環境の創出に努めてまいります。</p> <p>大規模な自然災害時には、被災企業の資金需要に的確かつ迅速に対応できるよう必要に応じ相談窓口を設置するなど被災企業に寄り添った対応を行ってまいります。</p> <p>また、被災企業の負担軽減に当たっては、従来から、通常と比べて低利の融資や借換のための融資も設けているところですが、状況に応じて利子補給なども検討してまいります。</p>
<p>② 助成金等支援制度の情報提供及び諸手続きへの支援強化</p> <p>本県においても、様々な補助金・助成金等支援制度に積極的に取り組んでいただいておりますが、真に支援が必要とされる中小企業からは、応募・申請が煩雑である事や相談窓口が分かりにくいとの意見が多く寄せられています。</p>	<p>【担当課：産業政策課，中小企業課】</p> <p>○経営革新計画承認制度について（中小企業課）</p> <p>経営革新計画は、中小企業等が新事業活動に取り組み、経営を相当程度向上させることを目的に中小企業が策定する中期的な計画であり、計画策定を通じて、課題や目標が明確化するなどの効果もあるほか、中小企業等経営強化法に</p>

補助金・助成金等支援制度の利用促進による企業活動の活性化のため、各種制度情報の一元管理と、申請方法の簡素化、審査の迅速化及び申請手続きの支援への取り組みを要望します。

基づいて計画を知事が承認することにより、金融支援の対象になることができる制度です。

一方、不慣れな中小企業が計画を策定するには難易度が高い面もあることから、県では、申請方法等を分かりやすく記載した「申請の手引き」を作成するほか、商工会・商工会議所などの経営革新支援機関と連携し、セミナーの開催や専門家による計画策定支援などを実施しているところ。また、1件ごとに職員が中小企業とヒアリングを行って計画内容のブラッシュアップを行うなど、きめ細やかに対応しているところであり、標準処理期間を30日間と定めて審査を行っております。

○ 各種助成金等支援制度の情報提供及び諸手続きへの支援強化について（産業政策課・中小企業課）

中小企業等を対象とする各種助成金等の支援制度の情報提供については、商工労働観光部において国や県などの支援制度をまとめて掲載する「中小企業支援施策活用ガイドブック」を作成し、県ホームページ等で紹介しているほか、市町村、産業支援機関、商工関係団体にも周知を図っているところ。当ガイドブックには、約100件の支援制度が掲載されており、引き続き、内容の充実を図ってまいります。

また、毎月、「いばらき産業大県メールマガジン」を配信しており、メールアドレスを登録していただくことにより、誰でも適宜に支援情報を得ることができます。

諸手続き支援については、商工会・商工会議所、茨城県中小企業振興公社などの各支援機関が担っていることから、県では、支援者側の資質向上や各支援機関の事業等に対する助成などを行い、今後とも、各支援機関による支援活動の強化を図ってまいります。

<p>③ 太陽光発電設備の廃棄体制の構築</p> <p>平成24年7月から開始した再生可能エネルギー全量買取制度により、本県においてもこれまで太陽光発電設備導入が急速に拡大しました。</p> <p>今後、これら発電設備が使用済となった際に大量の廃棄物が急激に発生すると考えられます。環境省においては平成28年3月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」が策定されましたが、本県においても太陽光発電設備の廃棄についての施策及び体制を構築願いたく要望します。</p>	<p>【担当課：廃棄物対策課】</p> <p>使用済太陽光発電設備の廃棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を遵守し、適正に処理を行っていく必要があることから、環境省ガイドラインに基づき、引き続き、排出事業者の責任においてリサイクルや適正処理の促進を図ってまいります。</p>
--	---

2 (一社) 茨城県産業廃棄物協会

<p>団体・企業からの意見</p>	<p>規制等所管課での対応（方針）</p>
<p>○ 「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第7条の規定に基づく、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合に必要な事前協議制度の廃止あるいは規制緩和を図っていただきたい。</p> <p>(詳細内容)</p> <p>条例及び「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」により、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合は、排出事業者は県に事前に協議することとなっている。</p> <p>当該制度については、関東近県では本県と千葉県がほとんど全ての産業廃棄物について適用していたが、千葉県では、平成25年度からは、栃木県同様、最終処分に係る産業廃棄物についてのみ事前協議を行うことになった。このため、関東近県で、ほとんどすべての産業廃棄物の処理について事前協議を行う義務があるのは本県のみとなっている。</p> <p>本県では、当協会からの要望により、処理期間の短縮や代理協議者の認定など改善は図られているが、県外産業廃棄物の適正処理の迅速化を図るため、協会としては、事前協議制度そのものを廃止するか、又は県外排出事業者が県内において自ら処理する場合と同様、届出制にするなどの規制緩和をしていただきたい。</p>	<p>【担当課：廃棄物対策課】</p> <p>事前協議は廃棄物の搬入を制限するものではなく不適正処理の防止を目的としております。今後、東京オリンピックやリニア中央新幹線整備等に伴い、産業廃棄物の大量発生が予想され、不法投棄の増加も懸念されております。</p> <p>当制度を廃止した場合には、適正処理を確保することが困難になるおそれがあること、隣接県においても事前協議制度を導入していることを考慮しますと、現時点での廃止は考えにくい状況です。</p> <p>事前協議の規制緩和については、平成21年4月に「電子マニフェストの使用による場合の事前協議の省略」及び「事前協議の有効期間の3年から5年への延長（但し最終処分場で直接処分する場合については3年間のまま）」、平成23年4月に「事前協議の手続きを排出事業者だけでなく県内の処分業者でも行える」、「処分業者が優良認定業者の場合は協議不要」などの規制緩和を図ってきています。</p> <p>今後については廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。</p>

3 (一社) 茨城県治山林道協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>○ 県担当課へのメール送信について</p> <p>県担当課へのメール送信の際、添付ファイル(CAD データ、SXF・DXF・アスキー等)が削除されてしまい、緊急を要する業務に支障をきたしている。</p>	<p>【担当課：情報政策課，林業課】</p> <p>総務省より新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について要請があり，全国自治体の大部分で現在の業務環境(LGWAN 接続系)とインターネット接続系を分割したことにより，メールの添付ファイルは直接業務環境に取り込めず，インターネット接続系でファイルをダウンロードし，LGWAN 接続系に手動で取り込む運用となっています。</p> <p>現在は庁内ネットワーク構成の検討を行っていますが，当面の対応としては県担当課と既存の「大容量ファイル交換システム」でのファイルのやりとりをお願いいたします。</p>